

大村市統一型制服導入に伴う新たな「生徒心得」

施行日：令和6年4月1日～

新たな「生徒心得」の基本方針

- ①自他の学習活動の妨げにならない行動をする。
- ②自他の健康・安全に留意した行動をする。
- ③他者の権利を尊重した行動をする。
- ④公共のマナーを考えた行動をする。

【服装】

※衣替えの移行期間は設けない。
気候や天候、体調に応じて夏服、冬服、中間服、防寒着を各自判断して着用する。

【ブレザー】

○大村市指定のⅠ型またはⅡ型のブレザーを着用する。但し、ブレザー着用時は必ず学校独自の襟章をつけることとする。

【長袖シャツ】

○白の長袖カッターシャツ(左ポケット付)とし、ボタンドアウンも可とする。但し、ボタンや糸は白のみとする。また、長袖カッターシャツ着用時は、すそはズボン、スカートにしっかり入れることとする。

【ポロシャツ】

○大村市指定の白色または紺色の半袖ポロシャツを着用する。また、半袖ポロシャツ着用時は、すそはズボン、スカートに入れても入れなくてもよい。
○式典・学校行事の場合は、白色の半袖ポロシャツを着用する。

【ズボン】

○大村市指定のⅠ型またはⅡ型のズボンを着用する。 ○ベルトを着用し、色は黒色か茶色とする。

【スカート】

○大村市指定のスカートを着用する。また、スカート丈はひざが隠れる長さとする。

【ネクタイ、リボン】

○式典・学校行事の場合は、学校指定のネクタイまたはリボンを着用する。それ以外は、個人の判断に任せる。

【アンダーウェア】

○長袖シャツ、ポロシャツの下に着用する。
○色は白・黒・紺・グレー・ベージュの単色・無地のもの(ワンポイント可)とし、シャツから出ないように着用する。但し、体操服をアンダーウェアとして着用することは認めない。

【名札】

○学校指定の名札を使用し、校内では名札が見えるように左胸につける。校外においては個人判断とする。

【防寒着・防寒具】

○防寒着は、単色・無地のもの、または、部活動の防寒着を着用する。
○ブレザーの下に着用するセーター・カーディガン・ベストは、Vネックのものを使用し、色は黒・紺・グレー・ベージュの単色・無地のものとする(ワンポイント可)。また、着用時は、ブレザーから大きくはみ出ないように着用する。但し、セーター・カーディガン・ベストだけの儀式参加は認められない。
○手袋・マフラー(ネックウォーマー)は、登下校のみとする。
○タイツ・レギンス・ストッキングは、黒またはベージュの単色・無地のものとする。但し、体操服を着用する際は、靴下を必ずはくものとする。
○使い捨てカイロは使用してよいが、家庭に持ち帰り、処分する。

【靴下】

○色は、白・黒・紺・グレーの単色・無地のものとする(ツーポイントまで可)。但し、アングルソックスは不可とする。

【上靴】

○学校指定の学年カラーのあるシューズまたはスリッパを使用する。

【下靴】

○白または黒を基調とした運動靴を使用する。但し、白または黒を基調とするとは、白の無地に白ライン、または、黒の無地に黒ラインを意味する。

【カバン】

○各中学校の指示に従うものとする。

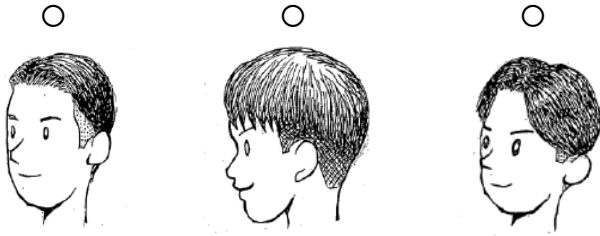
【頭髪】

【頭髪】

頭髪は、以下の条件のもとに自由とする。〔男女共通〕

- 1 学習活動に支障をきたさない、清潔な髪形とする。
- 2 パーマ、脱色・染色などしてはならない。
- 3 整髪料の使用・学校への持参は認めない。
- 4 一部だけ極端に伸ばしたり、短くしたりするような特殊な髪形にしてはならない。

※イラスト参照



- 5 エクステ・ウィッグ等は認めない。
- 6 長さは、次の範囲内で自由とする。
 - ・前髪は「目」にかからない。
 - ・髪の長さは、肩までとする。伸ばす場合は、結ぶか編む等する。ただし、編み込みはしない。
 - ・ピンやゴムで留められない前横髪は、耳にかける。
- 7 諸事情があるときには、担当の先生方に相談する。

【眉】

○手を加えない。

【その他】

【爪】

○清潔にし、適切な長さに切りそろえる。磨いたり、マニキュアをつけたりしない。

【装飾品】

○ピアス、ネックレス、ミサンガなどの装飾品はつけない。

【携行品】

- 日焼け止めや制汗シートは無臭のもののみ使用を認める。
(スプレーや液体タイプの制汗剤は不可)
- ハンドクリームやリップクリームは、無色無臭のものであれば使用を認める。

【所持品】

○学校生活に必要なものは持ってこない。

【通学】

- 通学路を守り、寄り道をしない。
- 自転車通学は許可制とし、自らの命を守るため、交通ルール・交通マナーを遵守し、ヘルメットをきちんと着用する。また、駐輪時は二重ロックをする。

【違反時の対応】

【違反時の対応】

- 生徒心得の違反時は、別室で指導する場合がある。
- すぐに直せるものはその場で直させ、他の生徒と同様に教室で学習できるよう指導する。
- 当日すぐに直せない違反は、期限を決めて一時的な対応をする。
- 以上の指導に応じない場合は、家庭と連絡をとり、指導を行う。

【生徒心得の見直し】

【生徒心得の見直し】

○生徒心得は毎年見直す機会を設ける。